



金沢市公報

第2581号

平成20年(2008年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●告示		○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について () 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	●教育委員会告示
○自転車等の撤去及び保管について ()	2	○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3	●選挙管理委員会告示
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について ()	3	○議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ()
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について ()	4	○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ()
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について ()	4	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ()
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更について ()	4	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ()
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について ()	4	○金沢市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正の公表について ()
●公告		●農業委員会告示
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	5	○小作料の標準額を定めたことについて (農業委員会事務局)
○浄化槽保守点検業者の登録について (環境保全課)	5	

告 示

●金沢市告示第30号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したの
で、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場
 金沢市営表参道自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木島自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 115台
 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成20年2月1日から同月29日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成20年3月11日から同年6月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第31号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	台数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	13台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
	原動機付自転車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
	原動機付自転車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
円光寺2丁目地内	自 転 車	1台
池田町3番丁地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
長町1丁目地内	自 転 車	1台
田上第5土地区画整理事業地内	自 転 車	2台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
二宮町地内	自 転 車	1台
北町地内	自 転 車	1台

西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
芳齊1丁目地内	自 転 車	1台
大樋町地内	自 転 車	1台
深谷町地内	自 転 車	2台
岩出町地内	自 転 車	1台

2 自転車等を撤去した日

平成20年2月1日から同月29日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成20年3月11日から同年9月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
福増南町会	代表者の氏名 及び住所	増田 省三 金沢市福増町南244番地	福田 諭 金沢市福増町48街区15番地	平成20年 1月14日
観音堂東町会	代表者の氏名 及び住所	北山 徹 金沢市観音堂町チ65番地9	竹田 外康 金沢市観音堂町チ61番地3	平成20年 1月27日

●金沢市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
ふれあいクリニック	金沢市彦三町2丁目10番13号 兼六ビル3階	平成19年12月1日
医療法人社団フォトメディカル 林形成 外科クリニック	金沢市西念2丁目30番3号	平成20年1月1日
木曳野らいふ薬局	金沢市寺中町ホ42番地7	平成20年1月1日

●金沢市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
林形成外科クリニック	金沢市西念2丁目30番3号	平成19年12月31日
アリア金沢西都薬局	金沢市西都1丁目52番地	平成19年12月14日

田中ファーマシー	金沢市山科3丁目6番4号	平成19年12月28日
----------	--------------	-------------

●金沢市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
株式会社 ビースタイル ケア 代表取締役 山科 学	金沢市八日市2丁目282番地5	くらつきデイサービス マイルアクア館	金沢市南新保町ヌ 204番地	平成20年1月5日
社団法人 石川勤労者医 療協会 理事長 原 和人	金沢市京町20番3 号	おたっしゅホーム城北小規 模多機能型居宅介護事業所	金沢市北安江2丁 目10番18号	平成20年2月1日

●金沢市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
小 俣 祐 一	なるわ接骨院	金沢市神宮寺町1番地45	平成19年12月1日

●金沢市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所				変更年月日
	名 称		所 在 地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
木 藤 力 郎	きどう接骨院	たろう接骨院	金沢市若草町4番 21号	金沢市泉が丘2丁 目3番14号	平成20年1月5日

●金沢市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
伴 庭 俊 幸	伴庭接骨院	金沢市菊川1丁目15番10号	平成19年12月31日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年3月11日から同年4月10日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成20年4月25日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成20年4月10日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
75	ニッコーエムイー株式会社	埼玉県行田市藤原町1丁目21番地1	平成20年2月21日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4

条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年3月11日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
14	株式会社金沢浄化槽サービス	金沢市扇町6番25号	平成20年2月28日
37	株式会社ムラシマ事務所	金沢市泉野出町2丁目7番13号	平成20年2月29日

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成20年3月11日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

表中

考古資料	もっかんかなごわしかみあらいせきしゅつど 木簡金沢市上荒屋遺跡出土	57点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成14年6月3日

を

考古資料	とうだいじりょうよこえのしょういせきかみあらいせきしゅつどいぶつ 東大寺領横江荘遺跡上荒屋遺跡出土遺物 いっかつ 一括	1,132 点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成20年3月11日

に改め、同表に次のように加える。

典籍	こんしきんじみょうほうれんげきょうまきだいろく 紺紙金字妙法蓮華経巻第六	1点	金沢市車町ハ103番地 宝乗寺	指定平成20年3月11日
天然記念物	みょうほうじのどうだんつつじ 妙法寺のドウダンツツジ	1株	金沢市寺町4丁目2番6号 妙法寺	指定平成20年3月11日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,178人です。

平成20年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,625人です。

平成20年3月11日

●金沢市選挙管理委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,625人です。

平成20年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第18号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,178人です。

平成20年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第19号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,813人です。

平成20年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づく平成19年4月22日執行の金沢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づく選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（平成19年金沢市選挙管理委員会告示第110号）の一部を次のとおり訂正します。

平成20年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

(1) 「3 報告書の要旨」の中、候補者大桑進第2回報告分に係る部分

訂 正 前		訂 正 後		
収 入		収 入		
		(氏名・団体等)	(職業)	(寄附額)
		その他の収入		588,943 円
今 回 計	- 円	今 回 計		588,943 円
前 回 計	1,320,000 円	前 回 計		1,320,000 円
総 計	1,320,000 円	総 計		1,908,943 円

(2) 「3 報告書の要旨」の中、候補者升きよみ第2回報告分に係る部分

訂 正 前		訂 正 後		
収 入		収 入		
		(氏名・団体等)	(職業)	(寄附額)
		その他の収入		290,206 円
今 回 計	- 円	今 回 計		290,206 円
前 回 計	1,020,000 円	前 回 計		1,020,000 円
総 計	1,020,000 円	総 計		1,310,206 円

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第6号

農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定により、小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示し、平成20年4月1日以後の小作料の額について適用します。

平成20年3月11日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

地 目	地 帯 区 分	小作料の標準額（10アール当たり）
田	平 坦 地	12,000円
	山 間 地	7,000円
畑	都 市 近 郊	25,000円
	砂 丘 地	24,000円
	そ の 他	8,000円

平成20年(2008年)3月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)